許可番号 第03546032438号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県宇部市大字中野開作四ノ割381番18

氏 名 三共興産株式会社

代表取締役 岩本 智恵美



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣



許可の年月日

令和 7年 2月15日

許可の有効年月日

令和 14 年 2 月 14 日

1. 事業の範囲

(1)事業の区分

最終処分(埋立処分)、中間処理(破砕(移動式を含む))

(2)産業廃棄物の種類

埋立処分:廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。以上3種類)、ゴムくず、がれき類 以上5種類 (これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

破 砕: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず (<a href="෩を除く。以上3種類")、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8種類")、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、いた8種類

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理 産業廃棄物であるものを除く。)

- 2. 事業の用に供するすべての施設 裏面のとおり
- 3. 許可の条件
- 4. 許可の更新又は変更の状況令和 7年 2月15日 更新許可
- 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

事業の用に供するすべての施設

安定型最終処分場 設置場所:山口県山陽小野田市大字千崎字小冨山34番、33番3の一部、

33番2、33番1の一部、32番1、28番1、27番2、27番1の一部、

10144番1、10135番3、10424番の一部、10143番の一部、

10137番の一部、10142番の一部、10142番1、10142番2、

10135番8、10136番9、31番3、10135番9の一部、10135番13、

10144番5、10135番12、10135番10の一部

設置年月日:平成 20 年 2 月 4 日、面積:18,767 ㎡、容量:250,570 ㎡

許可年月日: 平成 16年11月2日、許可番号: 15第99号の7

破砕(移動式を含む) 設置(保管)場所:山口県山陽小野田市大字千崎字小冨山 10135 番 10

設置年月日: 平成 16年11月30日

処理能力: 4.8t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、4.9t/日(8時間)〈金属くず〉、

19.7t/日(8 時間) が ふくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず〉、

1.7t/日(8時間)<紙くず>、11.7t/日(8時間)<木くず>、

0.6t/日(8時間)<繊維くず>、10.2t/日(8時間)<ゴムくず>、

22.7t/日(8時間) <がれき類>

許可年月日:平成22年10月20日、許可番号:第21号の6